

各務原市給水停止事務取扱要綱

(令和7年3月31日決裁)

各務原市給水停止処分等取扱要綱（平成28年10月26日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）第33条の規定による給水の停止（以下「給水停止」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第33条第1号の市長が指定する期限)

第2条 条例第33条第1号の市長が指定する期限は、督促状（各務原市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和43年水道事業管理規程第9号）別表第9の2）において定める納入期限（以下「督促後の納期限」という。）とする。

(給水停止の予告)

第3条 市長は、水道の利用者（総代人が選定されている場合にあっては、総代人）が条例第33条各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく各務原市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号）第19条の規定に基づき、給水停止の予告の通知（以下「予告通知」という。）を行うものとする。

2 市長は、予告通知に次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 給水停止の執行に係る事由（以下「執行事由」という。）
- (2) 給水停止の執行対象となる給水装置（以下「対象装置」という。）
- (3) 給水停止の執行予定日（以下「執行予定日」という。）

3 条例第33条第1号に該当して行う予告通知（以下「滞納による予告通知」という。）においては、給水停止の執行の対象となった未納の水道料金等（以下「対象料金」という。）の額を併せて明示するものとする。

4 滞納による予告通知は、給水停止予告通知書（様式第1号又は様式第2号）により行う。

(予告通知の保留)

第4条 前条第1項及び第6条第2項の規定にかかわらず、市長は、予告通知を受けるべき者（以下「予告対象者」という。）につき次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、当該事由が継続する間、当該予告通知を保留するものとする。ただ

し、条例第33条第2号又は第3号に該当して行う予告通知は、第2号又は第3号に掲げる事由が継続する間に限り、保留するものとする。

- (1) 予告対象者が水道料金等納付誓約書（様式第3号）又は市長が適当と認める誓約書（以下これらを「誓約書」という。）により、督促後の納期限を経過した未納の水道料金等の全てについて、市長が適当と認める納付計画に従い納付を行うことを誓約しており、かつ、その誓約を遵守していること。
- (2) 次条の規定により対象装置とすることができる給水装置がないこと。
- (3) その他市長が認める特別の事情があること。

2 市長は、前項の規定による予告通知の保留に係る事由がなくなった場合であって、当該保留を受けていた者がなお条例第33条各号のいずれかに該当しているときは、遅滞なく予告通知を行うものとする。

（対象装置）

第5条 対象装置は、執行事由に係る給水装置とする。ただし、当該給水装置が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該給水装置は、対象装置としない。

- (1) 既に給水が停止されている給水装置
- (2) その他給水停止を執行し難い特別の事情がある給水装置

2 前項ただし書の場合において、予告対象者に水道料金等の支払義務を負う他の給水装置（同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）があるときは、当該他の給水装置を対象装置とするものとする。

（給水停止の執行の中止又は延期）

第6条 市長は、次に掲げる場合には、当該予告通知に基づく給水停止の執行を中止するものとする。

- (1) 執行事由が完全に解消されたことを確認したとき。
- (2) 滞納による予告通知を受けた者が、執行予定日の前日までに市長が適当と認める納付計画に従い対象料金の納付を行うことを誓約書により誓約したとき。
- (3) その他給水停止の執行を中止すべき特別の事情があるとき。

2 市長は、前項の規定により給水停止の執行を中止した場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、改めて予告通知を行うものとする。

- (1) 前項第2号に規定する誓約が遵守されなかったとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、執行予定日の前日までに、滞納による予告通知を受けた者から、執行予

定日が属する月の翌月の１５日までに対象料金の全額を納付する旨の口頭による誓約があったときは、執行予定日を延期するものとする。ただし、その誓約に係る対象料金が、その者が過去に誓約書による誓約をしたにもかかわらず納付していないものである場合は、この限りでない。

- 4 市長は、前項の規定により執行予定日を延期したときは、同項に規定する誓約をした者にその旨を通知しなければならない。

（給水停止の執行）

第７条 市長は、前条第１項に規定する場合を除き、執行予定日に給水停止を執行するものとする。ただし、給水停止を執行し難いやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、給水停止を執行したときは、給水停止の執行を受けた者にその旨を通知しなければならない。

- 3 条例第３３条第１号に該当して給水停止を執行した場合における前項の規定による通知は、給水停止執行通知書（様式第４号又は様式第５号）により行う。

- 4 給水停止は、閉栓キャップの取付けにより行うものとする。ただし、閉栓キャップの取付けが困難な場合は、副栓止めその他市長が適当と認める方法により行うことができる。

（給水停止の解除）

第８条 市長は、執行事由が完全に解消されたことを確認した場合には、直ちに給水停止を解除しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、市長は、やむを得ない事情があると認める場合は、給水停止を解除することができる。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各務原市給水停止事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和７年６月１日以後に調定した水道料金等について条例第３３条第１号に該当したことを執行事由として行う給水停止の事務及びこの要綱の施行の日（以下この項

において「施行日」という。)以後に同条第2号又は第3号のいずれかに該当したことを執行事由として行う給水停止の事務について適用し、令和7年5月31日以前に調定した水道料金等について条例第33条第1号に該当したことを執行事由として行う給水停止の事務及び施行日前に同条第2号又は第3号のいずれかに該当したことを執行事由として行う給水停止の事務については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和7年8月1日(以下「切替日」という。)前に改正前の各務原市給水停止処分等取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第4条第1項の規定により行われた予告通知(切替日以後の日を執行予定日とするものに限る。)及び切替日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧要綱第4条第1項の規定により行われる予告通知は、切替日以後は、新要綱の規定により行われた予告通知とみなして、新要綱の規定を適用する。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、切替日前に条例第33条第1号に該当したことを執行事由とする旧要綱第3条第2項の規定による給水停止の警告が切替日前までに行われなかったときは、当該給水停止の事務については、新要綱の規定を適用する。
- 5 附則第2項の規定にかかわらず、切替日において現に旧要綱の規定に基づき執行されている給水停止の解除については、新要綱第8条の規定を適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

様

各務原市長

印

給 水 停 止 予 告 通 知 書

お客様番号 :

給水先住所 :

メーター番号 : 整理番号 :

上記の給水装置について、次の水道料金等が未納となっています。給水停止執行予定日の前営業日までにお支払を確認できない場合は、各務原市水道事業給水条例第 3 3 条の規定により、給水を停止します。

年月分	水道料金	下水道使用料	合計	備考

給水停止執行予定日

- ・ 給水停止の執行予定日の前営業日までに
にてお支払いください。その他の方法で納付される場合は、お支払いいただいた後、その旨を までご連絡ください。
- ・ 入金確認ができない場合は、期日内に納付されても給水停止執行します。
- ・ 給水停止が執行されますと、給水停止解除の手續に開栓手数料（2, 0 0 0 円）が発生します。また、お客様に損害が生じても当市は一切の責任を負いません。

お問合せ先

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

様

各務原市長

印

給 水 停 止 予 告 通 知 書 （ 他 の 給 水 装 置 用 ）

お客様番号 :
給水先住所 :
メーター番号 : 整理番号 :

上記の給水装置について、次の水道料金等が未納となっています。給水停止執行予定日の前営業日までにお支払を確認できない場合は、各務原市水道事業給水条例第 3 3 条の規定により、給水を停止します。

年月分	水道料金	下水道使用料	合計	備考

給水停止執行予定日

なお、給水停止の対象は、あなたが水道料金の支払義務を負う次の給水装置です。

お客様番号 :
給水先住所 :
メーター番号 : 整理番号 :

- ・ 給水停止の執行予定日の前営業日までに
にてお支払いください。その他の方法で納付される場合は、お支払いいただいた後、その旨を までご連絡ください。
- ・ 入金確認ができない場合は、期日内に納付されても給水停止執行します。
- ・ 給水停止が執行されますと、給水停止解除の手續に開栓手数料（2, 0 0 0 円）が発生します。また、お客様に損害が生じてても当市は一切の責任を負いません。

お問合せ先

様式第3号（第4条関係）

水 道 料 金 等 納 付 誓 約 書

下記未納水道料金等は、私の納付すべき債務であることを承認し、この未納水道料金等（以下「未納金」という。）の納付については、納付計画にしたがい、誠意をもってこれを履行することを別紙を添えて誓約します。

なお、この誓約が不履行の場合は、直ちに期限の利益を喪失したうえで、給水停止となっても異議ありません。

年 月 日

（宛先）各務原市長

誓約者 住所
氏名
電話番号
勤務先
勤務先電話番号

未納金 円
※詳細は「未納金明細」のとおり

納付計画 ※「納付計画明細」のとおり

注意事項

1. 「納付計画明細」による納付額は、調定年月の古い未納金から充当します。この場合、同一調定年月の未納金に水道料金と開栓手数料がどちらもある場合は、水道料金を優先的に充当します。
2. 上記未納金について、一括納付が困難との申出により分割納付を認めていますが、未納金に充てることができる財産等を有することとなった場合は、それに応じた納付計画へ見直してください。
3. 本書の写しは未納金を完納するまで大切に保管してください。
4. 納付すべき金額は、更正により変更となる場合があります。
5. 納付計画の履行中においても督促状や催告書等が送付されます。

(年 月 日現在)

未納金明細				
お客様番号				
水道使用者氏名				
給水先住所				
調定年月	項目	未納金（円）	納期限	備考
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	
年 月			年 月 日	

水道料金計	円
開栓手数料計	円
合計	円

納付計画明細			
お客様番号			
水道使用者氏名			
給水先住所			
回数	未納金（円）	履行期日	備考
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	
7		年 月 日	
8		年 月 日	
9		年 月 日	
1 0		年 月 日	
1 1		年 月 日	
1 2		年 月 日	

(別紙)

個人情報の収集、利用及び調査に関する同意書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

氏名又は名称

住所又は所在地

電話 () —

この誓約が不履行の場合は、その債務の管理及び回収に関し、次の範囲で、私の個人情報を収集、利用及び調査することに同意します。

1 収集、利用及び調査の目的

各務原市が私に対して有する債権に関して、適切な管理及び回収をするため

2 収集、利用及び調査の内容

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公的機関等における税、使用料、手数料等の賦課情報及び納付状況等に関する事項
- (2) 生活保護の受給に関する事項
- (3) 金融機関における取引状況等に関する事項
- (4) 勤務先における給与、賞与及び勤怠等に関する事項
- (5) その他、保有資産状況に関する一切の事項

年 月 日

各務原市長 印

給 水 停 止 執 行 通 知 書

お客様番号 :
給水先住所 :
メーター番号 : 整理番号 :

上記の給水装置に対する次の水道料金等について、先般、給水停止予告通知書により通知しましたが、期限までに納付の確認ができなかったため、各務原市水道事業給水条例第 33 条の規定により、給水を停止しました。

年月分	水道料金	下水道使用料	合計	備考

給水停止日

備考

- ・ 給水停止の解除には上記、水道料金等のお支払が必要です。
にてお支払いください。その他の方法で納付される場合は、お
支払いただいた後、その旨を までご連絡ください。入金確認をもって給水停止を解
除します。
- ・ 給水停止解除の手續に開栓手数料（2, 000 円）が発生します。また、お客様に損害が生
じても当市は一切の責任を負いません。

お問合せ先

年 月 日

様

各務原市長 印

給 水 停 止 執 行 通 知 書 （ 他 の 給 水 装 置 用 ）

お客様番号 :
給水先住所 :
メーター番号 : 整理番号 :

上記の給水装置に対する次の水道料金等について、先般、給水停止予告通知書により通知しましたが、期限までに納付の確認ができなかったため、各務原市水道事業給水条例第 3 3 条の規定により、給水を停止しました。

年月分	水道料金	下水道使用料	合計	備考

給水停止日

なお、給水停止の対象は、あなたが水道料金の支払義務を負う次の給水装置です。

お客様番号 :
給水先住所 :
メーター番号 : 整理番号 :

備考

- 給水停止の解除には上記、水道料金等のお支払が必要です。
にてお支払いください。その他の方法で納付される場合は、お
支払いただいた後、その旨を までご連絡ください。入金確認をもって給水停止を解
除します。
- 給水停止解除の手续に開栓手数料（2，000円）が発生します。また、お客様に損害が生
じてても当市は一切の責任を負いません。

お問合せ先